

令和3年12月26日

豚熱疑似患畜の防疫措置の完了について
(宮城県発生〔国内76例目〕に係る疫学関連農場)

令和3年12月25日に宮城県で発生した豚熱に関連して、埼玉県内の養豚農場において確認された豚熱疑似患畜に係る防疫措置が完了しました。

1 農場の防疫措置の概要

(1) 殺処分

区分	農場1 (川越市)	農場2 (上里町)
殺処分開始	12月25日 午後7時00分	12月25日 午後7時00分
殺処分終了	12月25日 午後8時15分	12月25日 午後7時30分
殺処分頭数	8頭	7頭

(2) 埋却及び農場の消毒等

区分	農場1 (川越市)	農場2 (上里町)
開始	12月26日 午前9時40分	12月26日 午前8時00分
終了	12月26日 午後0時30分	12月26日 午後2時00分

2 今後の予定

当該2農場に対し、農場の防疫措置完了から28日経過した後に実施する豚熱検査で陰性を確認するまでの間、毎日、死亡頭数などの報告を求め、豚等の移動制限を実施します。

※ 当該2農場は豚熱の発生農場ではないことから、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき移動制限区域及び搬出制限区域は設定していません。

また、消毒ポイントも設置していません。

3 その他

(1) 豚熱は、豚やイノシシが感染する病気であり、強い伝染力と高い致死率が特徴ですが、豚肉・イノシシ肉の摂取により、豚熱が人に感染することは世界的に報告されていません。

(2) 問い合わせ先

ア 豚肉の安全に関すること

◆ 保健医療部食品安全課 048-830-3611

イ 豚の病気に関すること

◆ 農林部畜産安全課 048-830-4189

◆ 中央家畜保健衛生所（さいたま市） 048-663-3071

◆ 川越家畜保健衛生所（川越市） 049-225-4141

◆ 熊谷家畜保健衛生所（熊谷市） 048-521-1274

なお、異常を示す豚を発見した場合は、土曜・祝日にかかわらず、速やかに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

【報道機関へのお願い】

- ①現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ②県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ③今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。